公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の就業規約

（目　的）

第１条　この規約は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

（センターにおける就業）

第２条　センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実を上げようとするものである。

２　会員は、就業に当たって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別的取扱いを受けない。

（仕事の受注）

第３条　センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

（仕事の手順等）

第４条　センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書又は口頭、電磁的方法により示すものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

２　会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録後、発注者への確認を行い、就業完了後又は就業報告書締切期日までにセンターに提出しなければならない。

（健康と能力に応じた就業と安全）

第５条　センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全と健康保持等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

（就業上の留意事項）

第６条　会員は、就業に当たり相互に次の点に留意すること。

(1) 会員証、安全のしおり、安全就業必携ハンドブックを携行すること。

(2) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。

(3)　やむを得ない事情で、約束の就業ができない場合は事前にセンターに届けること。

(4) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさないこと。

(5) 就業に当たっては、別に定める作業別安全就業基準に基づき、安全の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

(6) 仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

（共同作業の留意事項）

第７条　会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意す

ること。

(1) 就業会員は、その中からグループ長・現場責任者等（以下「グループ長等」という。）を選出する。グループ長等は、就業会員の作業手順、安全、健康状態、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。

(2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。

(3) 就業会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、グループ長等の指示に従って互いに協力し合うよう努力すること。

(4) 就業会員が就業中、ケガをし、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは、第 10 条に相応する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちにグループ長等及びセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置を採るようにすること。

（就業の終了）

第８条　会員は次の場合に該当するときは、その就業を終了する。ただし、就業の終了にあたり、センターは原則として会員に対し予告するものとする。

(1) 退会したとき。

(2) 本人から就業を取りやめたいと申し立てがあったとき。

(3) 発注者からその会員の就業を終了させる旨の申し立てがあったとき。

(4) 就業の定められた期間が満了したとき。

(5) 天災地変、その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。

(6) 会員の就業が、その健康と福祉に反すると認められたとき。

(7) 会員として、センターの名誉と目的に著しく反する行為があったとき。

(8) 第６条、第７条に著しく違反したとき。

(9) その他、センターが認めたとき。

（傷害保険）

第９条　会員の就業中等における死傷病については、センターが加入している傷害保険の定める範囲内において補償を受けることができる。

２　傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後、遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

（損害保険）

第 10 条　会員の就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、センターが加入している損害賠償責任保険の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、約款上の免責金額（自己負担額）が設定されている場合には、当該免責金額は会員の負担とする。

２　会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど、センターが加入している損害賠償責任保険で担保できない賠償は、会員が負

うものとする。

附　則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。